

## 北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢ドライバーの交通事故防止と事故時の被害軽減を目的として、北杜市内に居住する高齢ドライバーに対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき、ペダル踏み間違い加速抑制装置を整備する費用について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「ペダル踏み間違い加速抑制装置」とは、前方又は後方に障害物がある状況で、ブレーキペダルを踏むべきところ、ドライバーが誤って急にアクセルペダルを踏み込んでしまった場合に、これによる急加速を抑制するための装置であって、車両に後付けできるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 補助金の申請日において、北杜市内に居住し、北杜市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者であること。
- (2) 補助対象車両の自動車検査証に記載された使用者であること。
- (3) 自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自家用又は乗用の用途に供するものであること。
- (2) ペダル踏み間違い加速抑制装置を後付けで整備することが可能な車両であること。
- (3) 過去に当該車両に関し同様の補助金が交付されたことがないこと。
- (4) 営利を目的として使用されていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象車両に対するペダル踏み間違い加速抑制装置の整備に必要な購入費及び取付費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内かつ26,000円を限度として、予算の範囲内で市長が定めた額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき車両1台かつ1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに事業の内容及び関係書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に、必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の申請内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、遅延なく北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金変更承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 保証書の写し
- (3) ペダル踏み間違い加速抑制装置整備前及び整備後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び補助金の交付)

- 第11条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第13条 補助金の交付を受けて整備したペダル踏み間違い加速抑制装置は、適正に管理するとともに、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して譲り渡し、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない事情があるとして市長が認める場合は、この限りでない。

(報告及び調査)

- 第14条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員を派遣して調査をさせることができる。

(その他)

- 第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。